

学生落語合宿等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生落語の聖地小浜を目指し、合宿誘致の促進や、本市で開催される落語大会への参加促進を目的に、合宿を行うことや落語大会に参加する学生個人および団体に対して補助金を交付することに関し、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市外に所在する高等学校、短期大学または大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）の生徒または学生で構成する団体（以下「団体」という。）が、落語合宿（以下「合宿」という。）に参加する場合または団体もしくは個人が小浜市内で開催される落語大会（以下「大会」という。）に参加し、市の区域内に宿泊する場合で、次の各号に定める要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市の区域内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業および簡易宿泊所営業に係る施設に宿泊するものであること。
 - (2) 前号の場合において、当該宿泊に要する費用が1泊当たり1,000円（税込）を超えるものであること。
 - (3) 合宿の場合は、市の区域内で第1号に掲げる施設に宿泊し、市内施設を利用する団体の生徒または学生の人数（以下「人数」という。）が、10人以上であること。
 - (4) 大会参加等の場合は、市の区域内で、第1号に掲げる施設に宿泊する団体の生徒または学生の人数が、1人以上であること。
 - (5) 事前に市に対して受入れの協議を行ったものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 政治的または宗教的活動を目的とするもの
 - (3) 市または市から補助金等の交付を受けている団体から補助金、助成金等の交付を受けているもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊費
- (2) 旭座使用料

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿の場合は団体または合宿の主催者とし、大会参加の場合は団体または個人とする。

- 2 複数の団体が同一の目的で合宿をする場合は、個々の参加団体の主催者を補助対象とする。
- 3 同一の団体が2箇所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるときは、1団体の補助対象者とみなす。

(人数の算定)

第5条 前条第2項に規定する場合における人数は、個々の参加団体ごとに算定する。

- 2 前条第3項の場合における人数は、2箇所以上に分かれて宿泊する複数の人数を合計することにより算定する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。

- (1) 宿泊費(補助金の額は、宿泊した人数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額とし、年度内1人1泊1,000円を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。)
- (2) 旭座使用料(学生落語合宿等促進事業補助金、学生誘客促進事業補助金を活用し、合宿を行ない旭座を利用した団体に年度内1団体当たり施設使用料1日分を限度として使用料補助を行う。)

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を事業の開始する日の2週間前までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助金等交付申請書(様式第1号)
- (2) 活動計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 参加者名簿と学生の証明ができる書類(学生証)の写し
- (5) 行程表(任意の書式のもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 宿泊証明書(様式第5号)
- (3) 収支決算書(様式第6号)
- (4) 領収書添付用紙(写しでも可)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求および交付)

第9条 補助対象者は、交付の決定のあった補助金を受けようとするときは、
請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する
ものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。